

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年9月8日
新宿区議会

○辻山座長 では、第41回検討連絡会議を始めます。

無事手渡すことができて、その後の話になりますが、もうしばらくということなんでしょうか、よろしくお願いいたします。

それで、ごらんになっておわかりのとおり、斉藤委員と大友委員が欠席、それから野澤委員が災害待機というようなことで出ておりません。あざみ委員は風邪で欠席ということでございます。それでは、本日の配付資料の説明から。

○事務局 それでは、本日の配付資料の御説明をさせていただきます。

まず、次第を1枚めくりまずと資料1が条例素案及び条例案文の比較表になっております。これは後ほど針谷副座長のほうから御説明させていただきます。

続きまして、資料2が地域報告会担当表（案）になっております。

これにつきましては、後ほど事務局のほうから御報告させていただきます。

資料3が条例に盛り込むべき事項 三者案検討課題及び決定事項になっております。これは前回の第40回検討連絡会議の議事を反映させた形でお配りしております。

そして、資料4が第39回の検討連絡会議の開催概要になっております。

そして、最後に資料5が第40回の検討連絡会議の開催概要になっております。

本日の配付資料は以上、資料5までとなっておりますが、皆様お手元にごございますでしょうか。

○辻山座長 資料はいいですか。

それでは、早速議題に入りますが、次第にありますように、きょうは新宿区自治基本条例案について議論をすると、それから地域報告会の開催について、3つ目が今後の検討連絡会議の開催について、そしてその他ということでやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に新宿区自治基本条例案について、条例素案と条例案の比較表が資料で出されております。針谷副座長から説明をお願いいたします。

○針谷委員 それでは、資料の1をごらんください。

この条例案でございますけれども、あす、9月9日、議会のほうに送付させていただく予定でございますので、本日の取り扱いには注意をお願いしたいということで話をさせていただきます。

右側が素案の原文、左側が条例案ということでございます。

条例案のほうを見ていただきまして、目次でございますけれども、素案を前文のところで章立てというふうになりまして、第1章の総則から第11章の条例の見直し等までで全部で25条の条例案ということでございます。さらに附則で施行日を4月1日とさせていただいているものでございます。

以下、前文以下の内容でございますけれども、素案の趣旨を踏まえまして、条例として形を整えたといったようなことになっているところでございます。例えば、アンダーラインのあるところが若干の違いがあるところでございますけれども、「繋がる」というところにはふりがなが振られていましたり、「昭和22年（1947年）」というのは、左側の条例案をごらんいただきますと、基本構想はこういうふうに書いているところでございますけれども、「昭和22（1947）年」といったような形で、若干の文言的な修正はございますが、このような形でいっているものでございます。

続いてお開きいただきまして、2ページでございます。

2ページの最初のアンダーラインでは、「歴史的文化的遺産」ということで中ぽちを外しているところでございますが、他の法令なども参考とさせていただいたというようなところで、中ぽちを外していたりというようなことでございます。

続きまして、第1章の総則に入りまして、総則の（1）の目的でございます。

区政運営の原則並びに区民、一般的に条例では区議会という形で言っていますけれども、それ以降議会と言っていますので、ここでは新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）、それからもって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とするというようなことで、条例案は提案させていただいていくところでございます。

区民の定義でございますけれども、（1）の区民といったところで、区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を用いるということで、素案では新宿区と言っておりましたが、ここでは明確に区の区域内ということで、エリアを指すことにさせていただいたところでございます。

ほかに定義といたしまして、条例を制定する上で必要なものといったところで、公共サービスについて、それから（３）で区の行政機関について、（４）で職員についてということで掲げさせていただいたものでございます。

それから、３ページが一番下でございますが、区民の責務のところでございます。

素案では、「区民はこの地とともに生きるものとして」となっておりますが、条例の案では「区民は、この地」というのが前文のところでは使っているところでございますけれども、いろいろ交渉した上で、あえてといいますか、負けたわけではございませんけれども、条例の文章としては「この地」というのはどの地なんだということがございまして、「区内とともに生きる」ということで、「区内」という表現に変えさせていただいたところでございます。

続いて、議会等が４ページでございます。

８条のところでございますけれども、「議会は、区民の代表機関として」ということで、素案では「区民を代表する機関」ということでございました。それが議会の設置のところでは区民の代表機関と区民を代表する機関というのが違いが実際にはないということもございましたので、「区民の代表機関」というようなことで文言を整理させていただいたところでございます。

それから、５ページにまいりまして、２番のところでございますけれども、②のところでは素案では「公益保護及び職員の行動基準と責務に関して別に定める条例」というような表現でございましたが、条例案では議員の責務のところとほぼ似たような表現とさせていただきまして、「別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程」といったような表現に改めたところでございます。

それから、６ページにまいりまして住民投票のところでございます。

こちらは前回、前々回でしたでしょうか、文言についてはわかりやすくさせていただきますといったようなところがございましたけれども、素案のところではアンダーラインの引いてあります「住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について」という表現が①、②、③といったところで繰り返し出てくるので、ここを整理しましょうといった話が既にさせていただいたところでございます。

そうしたところで、第１７条では「区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民に意思を問うための投票制度を設ける」ということで、ここで一本で住民投票について規定させていただきまして、２項で住民投票の投票権を有する者について規定させていただきました。

なお、年齢について「満１８年以上の者」というようなことで、公職選挙法ですとか憲法改正手続の法律などで、年齢について「満１８年」とか「２０年以上」という形の表現をさせていただいております。今後それらも参考にする可能性も出てくるということで「１８歳」というのを「１８年」に改めさせていただいております。

１８条では住民投票の実施ということでございまして、（１）でまず区民の発議によるものでございます。ここでは、最後のところでございますけれども、「住民投票を実施するよう請求があったとき」とさせていただきました。

（２）の議会の部分については、「議会がこれを議決したとき」というふうな表現でございます。

２項で「前項の規定にかかわらず」ということで、区長の発議について表現させていただいたところでございます。

１９条では、住民投票の実施の結果の尊重といったようなところと２０条で別に「前３条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める」といったようなところでの条例上の整理をさせていただきました。

第８章が地域自治でございます。

順番が②と③とでちょっと逆転しておりますけれども、まず区は地域自治を推進するということとはそのまま置かせていただいて、２番目に「区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずる」というふうにさせていただいて、３番目では「区民は、第１項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる」といったようなことでございます。

素案の②のところでの「区民は、地域区分ごとに」というのが唐突感があるといったような御指摘もございまして、地域づくりを行うための地域の区分ごとというようにことで補足させていただいているところでございます。

４項では、「必要な事項については、別に条例で定める」ということになりました。

２２条では、素案では「権利を有し、すこやかに育つ環境が保障される」という表現でしたけれども、条例にするに当たりまして「権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される」と

ということで、「健やか」という字も漢字に変えさせていただいておりますけれども、そうした表現とさせていただいたところでございます。

第10章では、国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等といったことで、「共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体」といったようなことで表現をさせていただいたものでございます。

11章の条例の見直し等でございますけれども、「区長は、この条例の理念を踏まえ、4年を超えない」といったようなところが素案でございましたけれども、25条の条例文の案のほうは「4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする」というふうに変えたところでございます。

「この条例の理念を踏まえ」のところの表現につきましては、住民投票と地域自治の部分で最後にも入れたといったところがあったわけでございますけれども、実は条例案の第4条のところで「最高規範とする」という文言がありますので、この条例の中でそういうことを言っているのであれば、この条例の理念に基づいてやるのは明らかであるということから、その表現は住民投票と地域自治のところでは割愛させていただいたということと、条例の見直し等については、場合によってここで定めています基本理念についても変えることもあり得るというふうにとらえた場合に、その理念を踏まえてしまうと理念が変えられなくなっちゃうというような指摘がありまして、言われてみればそのとおりということで、趣旨を踏まえということで条例案とさせていただくといったことで、こうしたことにさせていただいたということで、この条例については23年4月1日から施行をするということで、議決日以降、この後地域懇談会の話もありますけれども、趣旨普及を図って4月1日から施行したいといったところでございます。

以上でございます。

○辻山座長　ありがとうございます。

かなり短期間によくやったなと思いますが、何か説明を求めたりするところございますか。どうぞ。

○久保委員　総括的に言えば、僕は今まで3年間、220回にわたる回を重ねてここまで来て、つくり上げた素案、それに対して条例案が出て、100%以上と言っていいくらい僕らの気持ちを条例は反映してくれるという思いで満足をしています。そして、文言の修正がいっぱいあります。この文言の修正についても、今初めて見させてもらって、午前中というか、お昼ごろ条例が出るから事前に欲しいと言ったら、これは重要文化財で事前には出せないんだと、机の上しか配付できないと言われたのであきらめて、今見たんですけれども、文言の修正が大半です。その文言の修正についても、最後に針谷さん言ったように理念を趣旨に変えたところを象徴にして、非常にやわらかく、よく洗練された言葉、文章でできているので、これも僕は物すごく満足なんです。

その上に立って1つだけ聞いておきたいのは、3ページの区民の責務のところ針谷さんが言われた交渉をして負けたと、それはいいです、勝っても負けても。その交渉した相手というのは何なのかだけを教えてほしい。交渉の相手はだれなのかを教えてほしい。

○針谷委員　文書法制を担当されています総務課の皆様でございます。特に言いますと今の課長でございますけれども、勝った負けたの表現はまずくて申しわけございませんでした。

○久保委員　以上です、私は。

○辻山座長　ほかにございますか。どうぞ。

○山田委員　条文化すれば、私たちが答申した文書がこうなるのかなというふうにならずにずっと思いながらお聞きしていましたが、1つだけちょっとどうなるのかというか、よくわからないのは、6ページの住民投票の地域自治の第7章と第8章なんですけれども、片方は20条で条例への委任ということになっていますわね。第8章のほうは同じく条例に委任するわけだけれども、章立てには、条文立てにはなっていないということで、ここは違うわけですね。

住民投票と地域自治というのは、違うと言えば違うし、その違いがこういうふうな形であらわれているのかもしれないけれども、条例への委任ということでは同じじゃないかなというふう

に思うんですね。いろいろ検討された結果、こうしたんだというふうに思いますけれども、そのあたりはどうなんですか。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 これは中の条文の組み立て方といいますか、文章の構成の仕方から、住民投票のほうは分けたほうがわかりやすいといいますか、すっきりするということで分けさせていただいたものでありまして、別の条例で定めるということに着目して条例の条文を分けたというものではありませんので、したがって、住民投票のほう例えば1つの条でやろうとしますと、相当難しいといいますか、どこを指しているのかわからなくなりかねないような文章となりそうでしたので、それを1つ目に住民投票を定めて、2つ目に住民投票の実施の部分の部分を定めといった段階を追ったほうが文章としてわかりやすいということでさせてもらったものでございます。

○山田委員 そうだというふうに思うんですね。住民投票と地域自治は内容が違いますから、こういうふうなことになるんだというふうには思いますけれども、何せすぐ次に出てくるわけですね。片方は条例への委任ということで、一つの単独した条文になっているのに片方はこういうふうになっているというのは、内容を検討すればわかるんだけれども、何にとなく違和感があるような気がする。

例えば、第8章の21条の次に22条として条例への委任という、そういうつくり方というのは、かえってそうしないほうが良いという、そういう判断ですか。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 判断としては、そういうふうにさせていただきました。地域自治の中であえてそこだけ2条に分けるとするのが逆に違和感が出てきちゃうのかなというふうにも思いましたので、住民投票のほうは全部合わせると4条というようなことのつくりになってしまいましたので、4つならおかしくないというのも変ですけども、そういうふうに思ったところでございます。

○山田委員 条文の体裁で内容じゃないですから、わかりました。

○辻山座長 そうですね。要するに、別に定めるものが条にわたっているのと条の中におさまっているという区別したわけでしょう。山田さんのおっしゃるのは、ちょっと条例にゆだねるところのインパクトは弱いと、わかるんだよね。

でも、形式としては前条第1項の地域づくりを行うためというのも何か違和感のある条文で立てたとしてもたった1項だけのことだからね。これはいいですか。

ほかありますか。

これは多分議会の審議とか、想定問答では準備されていると思うんだけど、この4条の最高規範とするところで、「他の条例等を制定し、又は改廃する」のこの「等」が広いなと思って、何か改正するときに条例と規則、要綱ぐらいですか、何を改正するときにこれを尊重するんだろうというような。

○針谷委員 それに加えて計画などについても及ぶというふうに思っています。

○辻山座長 それはそういう答弁とか解釈できちつと残すということですね。

ほか御意見あれば伺いましょう。

ないようですので、議会での真剣な討議をお願いいたしましょう。

それでは、第2番目の議題にいきましょう。

地域報告会の開催についてということで、副座長会で何か話し合われたということですので、御報告をお願いします。

○事務局 それでは、昨日の副座長会で話し合いをいたしまして、その内容につきまして事務局から報告させていただきます。

お手元の資料の2をごらんいただきたいと思います。

地域報告会の担当表（案）ということで本日お示しをさせていただいております。

まず、開催回数につきましては、従来からこの検討連絡会議でお話し合いいただいているとおり、10地区すべてで開催するという事になっております。

副座長会の中では、ある程度候補日を挙げて、その中から10日間ということも考えたんですが、実質開催できる、議会開催日とかその他を除きまして、開催日をカウントしたところ、結局候補に挙がった10日を全部開催しなくてはいけなくなったということで、案と申しまして日程につきましては、この形で開催させていただきたいというふうに考えております。

開催の中の時間については、お手元の資料ではお配りしておりませんが、土曜日の開催時間につきましては、副座長会の中で話し合いがなされました。

まず、11月20日の土曜日ですけれども、こちらについては午後4時から5時半までということで、従前地域懇談会のときには2時間かけて開催していたわけですが、今回の地域報告会につきましては、1 開催90分ということでやったらどうだということで副座長会で話し合いがなされました。したがって、11月20日につきましては4時から5時半、12月11日、土曜日になりますけれども、こちらにつきましては午後2時から午後3時半、そして最終日、12月18日の土曜日につきましては午後4時から5時半ということで、土曜日につきましては時間も副座長会の中で決めさせていただきました。

その他の平日開催におきましては、夜間開催する場合につきましては、6時半から8時、また全体のうち2回程度は平日の午後の時間帯で開催してみてもどうかという意見が出されまして、午後開催する場合につきましては、2時から3時半、それぞれの回数の割合としましては、夜間開催が5回、午後開催が2回程度で配分をしたいというふうに考えております。

どの日を夜間にして、どの日を午後にするかということにつきましては、それぞれこの日程が固まりましたら、特別出張所のほうの会場の都合及び当日所によっては午後のほうが人が集まりやすいといったような所もあるようですので、そういった意向も確認しながら、夜間開催と午後開催を決めていきたいというふうに考えております。

そして、開催において体制なんですけれども、担当表の下のところにかかせていただいておりますけれども、副座長会の中では原則委員は全員参加とすると、ただし担当委員以外の方につきましては、特別の御都合等あった場合については欠席もやむを得ないのではないかということで、副座長会の中では決めさせていただきました。

右側のそれぞれのチームにつきましては、一応案としてチーム1、チーム2、チーム3ということで、例えば区民代表委員がチーム1の場合については、議会の委員のチーム2、それから職員委員のほうにつきましてはチーム3ということで、それぞれのチームから満遍なく担当者が参加いただけるような形で組み合わせを考えております。

したがって、ここで書かれた11月18日がチーム1、チーム2、チーム3ということで確定しているということではなくて、これについては具体的な会場が固まった段階でそれぞれのチームについて割り振っていきたいというふうに考えております。

また、副座長会の中では右側の前回地域懇談会のときには司会、あいさつ、説明ということで、3者役割分担を持ったわけですが、副座長会の中では司会あいさつは同じ者でもいいのではないか、同じ委員が担当してもいいのではないかということで、それもあわせて本日御意見をいただければというふうに思っております。

また、この地域報告会の周知についてですけれども、これにつきましては10月25日号の区広報、こちらのほうで開催の御案内をさせていただきたいというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

今御報告を受けた地域報告会のやり方について、御質問、御意見があれば伺いましょう。どうぞ。

○久保委員 報告会担当表の案ですが、なぜこの日がとって考えて、上から考えても、下から考えても、右から考えても、左から、斜めから考えても、とにかく1、2、3のチームを公平にとにかく並べて入れていただけで、理由は何もないと、とにかく入れていった。たまたま10日あるものだから、ちょうど9日で終わると全くびたり、もうすべて。とにかく入れていったというだけという意味だけであって、チーム2が4回やらなきゃいけないというのは、たまたま10日だったからという、区議会議員の場合は僕はチーム2だ。4回やらなきゃいけないというのは、たまたま10日だったからだけということで、全く単純に並べていただけというふうに解すればいいですか。

○事務局 この表につきましては、今、久保委員のおっしゃられたとおり、単純にチーム1から並べたから、結果として区民代表委員についてはチーム1が1回多いと、議会委員につきましてはチーム2が多い、職員委員につきましてはチーム3が1回多くなっているということです、これをまた改めて会場が設定後に組み直すすると、ほかのチームが1回、いずれかのチームが1回多くなるということは、これは避けられないということですが、これについては変更される可能性はあるというふうに考えております。

以上です。

○辻山座長 ほかにありますか。
どうぞ。

○根本委員 議論の中では、チーム2で単位でやるんですけども、そうすると私と久保さんでいつも一緒なんです。4回も一緒かと、こういうことになるわけですが、実際はどうしても都合が悪いということが入ってくるんだと思うんです、これだけ入ってくると。だから、その中で議会の中でもやりくりして、それで最低でも例えばこの分担のところのチーム2のところだったら、2人のうちどっちは出ていくようにしようとか、そういう少し調整もいろいろやらなくちゃいけないんじゃないかという話もしたんですけども。

○辻山座長 恐るべき詰まった日程で、すごいなと思いましたけれども。

○根本委員 最後のハードル。

○辻山座長 そのほかどうでしょうか。

先ほどちょっとあった司会とあいさつは1人でいいじゃないかとかと、それぞれその会場で決めてもらってもいいかなとも思いますけれども。

○根本委員 もう一つ、今、お話がなかったんですけども、実に1カ月の間に10日間ということなんですが、18日というのは区長選挙終わった後から始めるということ、ぎりぎりこのぐらいになっちゃうということなんですよ、スタートは。そういう感じです。18日以降になると20日からということ、クリスマス商戦からクリスマスイブから年末の話になってしまっていて、年明けると議会側は新年会で走り回って、そのうちすぐ議会に入ってしまうということになるので、この1カ月のこの間に集中的にやるほかないということで、かなりきついですけれども、やり切っちゃおうということでこの日程になったと。

○辻山座長 見るからに本当大変そうですが、頑張ってくださいたいと切に思います。

ここのところが結構区民討議会の中で語られていた情報を区民がどうやって共有していくのかというような、みんなは余り知らないんじゃないのなんていうようなことについては、最後の手段といいましょうか、チャンスですので、ぜひともお願いしたいと思います。

ほかなければ先いきますけれども、いいですか。
どうぞ。

○事務局 本日、この日程で御了承を得られましたら、会場につきましては早急に手配させていただいて、次回の検討連絡会議のほうでその前の副座長会でチームの割り振りの案をつくらさせていただいて、次回の検討連絡会議で最終的に確定させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○辻山座長 では、そういうことでお願いいたします。

それでは、3番目の議題、今後の検討連絡会議の開催についてでありますけれども、これは何か事務局から提案ありますか。
どうぞ。

○事務局 今後の検討連絡会議の議題につきましても、昨日の副座長会で話し合いが行われました。今後の検討連絡会議につきましては、これから事務局のほうで条例の逐条解説を含むパンフレットを作成させていただくということ、それから11月には区広報の臨時号として、自治基本条例の特集号を発行したいというふうに考えております。それらの案が固まりましたら、検討連絡会

議の中に示させていただいて、その中で御意見をいただきながら、その内容を決めていきたいというふうに考えております。これを議題とすることが1つと。

それから、もう1点ですが、これまでの自治基本条例の検討組織、今までやってきた組織について、それぞれ委員の方々の御意見をいただきながら、少し検証を行いながら、今後のこれからつくられる住民投票条例の検討組織、あるいは地域自治組織の条例の検討の組織、それらの際の参考にしていきたいというふうに思っております。これまでのこの組織のあり方等について、よかった点、または課題、そういったところを少し意見交換をしていただきながら、その辺を整理させていただきたいというふうに考えております。

前回の副座長会の中では、そのような議題として開催してみたらどうかということで意見がありましたので、本日この場でお諮りいただきたいと思います。

以上です。

○辻山座長 御報告いただきました。

逐条解説など、その他パンフレットを作成して地域報告会に配布したいと、その案について検討をする必要があらうと。

2点目は区広報の臨時号で自治基本条例の特集号をやるので、その内容について検討する必要があると。

3点目に、この検討連絡会議といいましょうか、基本条例を検討する組織一般について、検証してみようと、どんな点がよかったのか、どんな点に問題が残っているのかということをそれぞれ皆さんから意見を出してもらおうと、こういう機会を持つということですね。

いかがですかね。そのほかにもこれをやるべきだとかあれば、早目に出したほうがいいと思いますが。

どうぞ。

○久保委員 1番目の逐条解説ですけれども、僕は逐条解説は本当に自治基本条例の命を活性化する僕は毛細血管だと思っています。だから、非常に大事だと思う。だけれども、今までのような時間がない。だから、逐条解説の案を一日でも早く案をいただきたいんです。時間をかけてこの場で論議するときは短時間でも終わるように、それをぜひお願いをしたいと、早目に、早目をお願いしたい。

以上です。

○辻山座長 という要望がありましたけれども、大丈夫ですか。

○事務局 逐条解説につきましては、次回9月の末に開かれます検討連絡会議のときにそのたたき台についてはお示しさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○辻山座長 これはつまり解説者というのは、検討連絡会議ということになるんですか。

○事務局 基本的には、その解説については区が作成するというふうに考えております。ただし、その解説文を作成する際にはこの検討連絡会議の御意見をいただきながら区が作成するという位置づけで考えております。

○辻山座長 区の解釈という形になるという。そうですね。連合体で解釈責任をどうやって負うんだらうかと、今ちょっと考えていたんですけども。

そのほか御意見ありますか、質問もあれば。

それでは、それをやるための日程を押さえてもらわなきゃいけないということですね。

9月はいつって言いましたっけ。

○事務局 9月29日は既に日程が決まっております。

○辻山座長 入っているんですね。そして、10月と11月に1回ずつ日程を入れたいということのようです。

10月はいかがでしょう。先ほどこっと案を教えていただいたんですけども、私が例の大会で行われる全国市議会議長会のフォーラムに行かなきゃいけないので、20日、21、22というよ

うな候補だったのですが、多分21日のフォーラムが午前中で終わるので、午後の便で帰ってくれば6時半は大丈夫かなというふうに思っておりますので、21日でできればというのがありがたいのですが、どうでしょうか。

22日はもう授業が入っていて、21でいいですか。

大丈夫ですか。

よかった。

あと今、久保委員が手帳を多分チェックに行かれていると思うので。

そしたら、先に11月なんですけれども、事務局の候補では11月4日、5日、いずれかということなんですけど、実は5日の午後から名古屋で全国自治研修会という地方公務員の全国集会があって、その僕はオープニングにちょっとつき合わなきゃいけないものですから、5日、前の日入りかどうかをちょっとチェックしてみましたら、大丈夫だろうと、11時ぐらいから打ち合わせしようという泥縄方式でやることにしましたので、4日ならば大丈夫という条件になっているんですが。

10月21日ということで久保さんもよろしいですか。

○久保委員 はい。

○辻山座長 そうしましょう。

じゃ、11月4日で都合の悪い方、どうでしょう。

お一人か、もっとあざみさんとかもちょうちもありませんけれども、という意味ではいずれにしても全員というわけには今のところいかない。

じゃ、4日に決めさせてもらっていいですか。

以上で準備されている議題は終わりですけれども、そのほか何か検討事項がございましたら、よろしいですか。

大変何か夢のような時間に終わりそうで、いいんだろうとかえって戸惑ってしまいますけれども。

ちなみに、本日のまとめをやりませんか。

○事務局 本日のまとめというほどのものはないんですが、一応1番については説明を受けまして、皆様了承ということ。

2番目の地域報告会につきましても、示されている日程とやり方については基本的に了承されました。

3番についても、基本的に了承ということ、ほとんどまとめにはなっていないんですが、以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

それでは、そのほかの連絡事項等ありましたら、事務局から。

○事務局 まず、地域報告会の最終日なんですけれども、12月18日、土曜日を予定しておりますけれども、この報告会を終了後に一応10会場を終了するというので、その後検討連絡会議も多分その活動が一番最終日ということになりますので、できましたら皆さん御出席いただきまして、その後打ち上げ式をやらせていただきたいということで、辻山先生にも12月18日につきましては、ぜひ御出席いただきたいというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○久保委員 会場の件なんですけれども、高所でないところを決定してほしいです、飲んだりするのに高所恐怖症なので。

○辻山座長 飲み会の会場ね。

○久保委員 わがままなんですけれども。

○辻山座長 それはぜひ幹事さんをお願いしておいたらいかがですか。

○根本委員 先生は大丈夫なんですか。

○辻山座長 土曜日だし、実は翌日が川崎市の自治基本条例検証フォーラム、第6回目という記念すべき日でございます、そういう意味では前の日、その前日にこちらでちょっと気合いを蓄えてこの検証フォーラムをあと何年やるかという発破をかけるということにしようかなと思っておりますが、一応出させていただくつもりでおります。

以上ですけれども、あとありませんか。

○事務局 次回の検討議題としましては、先ほど申し上げました逐条解説のたたき台及び報告会に使用します報告書の原案をできたところまでお示しさせていただきたいと思いますので、それをもとに一つの議題として御審議いただくのと、それから先ほど申し上げましたこれまでの検討のあり方について、それぞれ皆様から御意見をいただいて、検証していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、次回に役割分担につきましても、次回の会議で決定させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○根本委員 これは別に副座長会で決めたというわけじゃないんですけれども、この前の3会場は順番で言うと10会場の地域懇談会は自治基本条例とは何かという話でしょう。3会場はパブリックコメントに近いような形でやったわけですね。今度は自治基本条例ができましたということで、区民の皆さんに宣伝というか、そういうことを兼ねて、だからどうやったらいいですかという話じゃなくて、みんなでこれから自治をつくっていこうという宣伝だから、少し明るく、それからわかりやすく知恵を絞ろうというので、和田さんのずっと撮っていた中の少しそういうスライドなんかも交えて、我々がどんなに頑張ってつくってきたかなんていう何か映像なんかも駆使しながら、わかりやすいものにしてという話をしたんですが、その話は和田さんにいってないかもしれませんけれども、少しそんなような形でわかりやすいものにしていこうという話をしていたところなんです。

29日、どの程度そういうのが上がってくるかわからないんですけれども、そういう方向でやっていこうということなのでございまして、よろしくお願いします。

○久保委員 委員長はああいうふうに言われたけれども、僕は全議員の38名に報告した経験からいって、少なくとも私たち18名、先生入れて19名、18名ですけれども、何だかんだ言って一番いいものをつくったという自信を持って臨むことが僕は一番だと思います。本当に私たちがこれほどいいものはつくれなかったという自信を区民に示すことが一番理解される道だと僕は痛切にきょう感じましたので、委員長、ぜひそういうことにも配慮してください。

○辻山座長 確かに、自分たちが胸を張って説明できるものでなければ伝わらないかもしれませんので。

ほかに。

なければこれにて閉会といたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後 7時20分